

青森県報

第四千五百三十四号

平成三十年
十一月三十日
(金曜日)

告 示

○ 指定講習機関の代表者の氏名変更の届出…………… (運転免許課) ……三
○ 運転免許取得者教育認定機関の代表者の氏名変更の届出… (同) ……四

青森県告示第七百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十二月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

○ 道路の区域の変更…………… (道 路 課) ……一
○ 道路の供用の開始…………… (同) ……二

公 告

○ 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (会計管理課) ……二
○ 建設業者の許可の取消し…………… (上北地域
県民局) ……二

人事委員会

○ 人事委員会規則七一九五(地域手当)の一部を改正する規則…………… (職 員 課) ……三

公安委員会

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更 前後 別	敷地 の 幅 員	敷地 の 延 長	備考
1	県 道	八戸野辺地 線	三沢市大字三沢字猫又二二の一三〇から 三沢市大字三沢字猫又二二の一三〇から 三沢市大字三沢字猫又二二の一三〇から 三沢市大字三沢字猫又二二の一三〇から 三沢市大字三沢字猫又二二の一三〇から 三沢市大字三沢字猫又二二の一三〇から	前 後	一六・五〇メートルから 六四・四四メートルまで 九・二六メートルから 二五・五六メートルまで 一六・五〇メートルから 六四・四四メートルまで 一七・六〇メートルまで	七九七・〇一メートル 八九七・二〇メートル 七九七・〇一メートル 八九七・二〇メートル	

青森県告示第八百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十二月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道八戸野辺地線	三沢市大字三沢字猫又二二の二二五から三沢市大字三沢字猫又七六の二まで	平成三〇・二・三〇

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
パッセンジャーステップ車 一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年十月二十六日

五 契約の相手方の名称及び住所

第一実業株式会社

東京都千代田区神田駿河台四丁目六

六 契約金額

四千二百二十万円

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号の規定により随意契約によることとした。

八 契約の相手方を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもつて有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

九 入札の公告を行った日

平成三十年九月十四日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東北エンジニアリング株式会社
- 二 代表者の氏名 高木忠昭
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字上前田一の五

- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二七)第五〇〇四四三号
- 五 取消年月日 平成三十年十一月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年十一月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七一九五(地域手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七一九五(地域手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一九五(地域手当)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条、第三条関係)

地	域	級	地
北海道	札幌市	七級	地
宮城県	多賀城市	五级	地
宮城県	仙台市	六级	地
東京都	特別区	一级	地
愛知県	名古屋市	三级	地

大阪府	大阪市	二級	地
福岡県	福岡市	五级	地
人事委員会の定める地域	人事委員会の定める級地		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七一九五(地域手当)の規定は、平成三十年九月十八日から適用する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第百三十三号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、次の指定講習機関から代表者の氏名変更の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年十一月三十日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 株式会社ムジコ・クリエイト弘前モーターズスクール

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	新戸部 八州男	新戸部 洋輔	平成三十年六月十三日

二 株式会社ムジコ・クリエイト青森モーターズスクール

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	新戸部 八州男	新戸部 洋輔	平成三十年六月十三日

三 株式会社ムジコ・クリエイイト八戸モーターズスクール

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	新戸部 八州男	新戸部 洋輔	平成三十年六月十三日

青森県公安委員会告示第百三十四号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）
 第七条第一項の規定により、次の運転免許取得者教育認定機関から代表者の氏名変更
 の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年十一月三十日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 株式会社ムジコ・クリエイイト弘前モーターズスクール

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	新戸部 八州男	新戸部 洋輔	平成三十年六月十三日

二 株式会社ムジコ・クリエイイト青森モーターズスクール

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	新戸部 八州男	新戸部 洋輔	平成三十年六月十三日

三 株式会社ムジコ・クリエイイト八戸モーターズスクール

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	新戸部 八州男	新戸部 洋輔	平成三十年六月十三日

四 株式会社ムジコ・クリエイイト浪岡モーターズスクール

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	新戸部 八州男	新戸部 洋輔	平成三十年六月十三日

（発行所・発行人）
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

（印刷所・販売人）
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円四十四銭